

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人素心会（以下「法人」という。）の役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の種類)

第2条 役員等は、これを分けて常勤及び非常勤とする。

(報酬等)

第3条 役員等には、次のとおり報酬等を支給する。

2 常勤の役員については、報酬及び通勤手当とする。

- (1) 報酬の額は、別表1に定める額とする。
- (2) 通勤手当の額は、給与規程の定めるところによる。
- (3) 給与規程に基づき給与が支給されている職員が理事長、または常務理事を兼ねる場合は、給与とは別に別表2に定める報酬（通勤手当を除く）を支給する。

3 非常勤の役員等については、報酬及び旅費とし、手当は支給しない。

- (1) 報酬は、職務を行った日1日につき日額10,000円（税抜）とする。
- (2) 旅費は、旅費規程の定めるところによる。

(支給方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の支給時期は、毎月10日とする。その日が休日に当たるときは、前日とする。

2 非常勤の役員等に対する報酬及び旅費は、職務執行の都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があったときは、預り金、立替金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割り計算する。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数処理)

第 6 条 前条の規定により、算出した金額に 1 円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、1 円に切り上げる。

(役員報酬等の総額)

第 7 条 理事の報酬の総額は、年 3,000,000 円以内とする。

2 監事の報酬の総額は、年 500,000 円以内とする。

(退職金及び退職功労金)

第 8 条 常勤の役員には在職期間中に加入した神奈川県福利協会退職金制度により、退職金を支給する。

2 前項の支給要件に該当しない役員等に対しては、別表 3 の基準により退職功労金を支給する。この場合において、考慮する必要があると認められるときは、増額することができる。

(適用除外等)

第 9 条 非常勤の役員等を兼ね、理事会及び評議員会において特別の事由により決定した給与が支給されている非常勤職員に対しては、第 3 条第 3 項の規定に基づく報酬及び旅費を支給しない。

(公表)

第 10 条 この法人は、この基準をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2

号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 11 条 この基準の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 12 条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成 10 年 5 月 23 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 8 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

別表 1 常勤の役員の報酬（専任）

	勤務形態	月額
1	週 5 日 40 時間勤務	500,000 円 + 通勤手当
2	週 4 日 32 時間勤務	400,000 円 + 通勤手当
3	週 3 日 24 時間勤務	300,000 円 + 通勤手当
4	週 2 日 16 時間勤務	200,000 円 + 通勤手当
5	週 1 日 8 時間勤務	100,000 円 + 通勤手当

別表 2 常勤の役員の報酬（兼任）

役員等の区分	月額
理事長	100,000 円
常務理事	50,000 円

別表 3 退職功労金

役員等の区分	支給額算出の基準
常勤及び非常勤の役員等	在任期間 1 年に対し 10,000 円

備考 在任期間に 1 年未満の端数がある場合は、これを切り上げる。